

# 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う 政令の改正について

## I 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、政令について、所要の規定の整備を行うもの。

## II 改正概要

### 1 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の改正

#### 児童福祉法

第六条の二 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等（義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、第二十七条第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。）につき第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。

②～⑧ （略）

#### <内容>

児童福祉法第6条の2第1項は、児童自立生活援助事業の利用形態の見直しや対象年齢の引き上げに伴い、引用している条項や対象年齢に関する部分について、改正を行ったものである。

(1) 政令で定める措置は、従来から、児童を里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置とされている。

改正法により、小規模住居型児童養育事業が創設されたことに伴い、これに「小規模住居型児童養育事業を行う者に委託する措置」を追加する。（児童福祉法施行令第1条第1項関係）

(2) 政令で定める者は、改正法により児童自立生活援助事業の対象年齢を原則20歳未満まで引き上げられたことに伴い、「児童又は児童以外の満二十歳に満たない者のうち、(1)に規定する措置を解除された者以外の者であつて、都道府県知事が当該者の自立のために児童福祉法第三十三条の六第一項に規定する援助及び生活指導並びに就業の支援が必要と認めたもの」とする。（児童福祉法施行令第1条第2項関係）

## 児童福祉法

第三十四条の十五 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一・二 (略)

三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 (略)

② (略)

### <内容>

児童福祉法第三十四条の十五は、養育里親の欠格要件を定めたものである。このうち、罰金の刑に処せられた場合に養育里親の欠格要件に該当する法律を、以下のとおり定める。（児童福祉法施行令第34条関係）

- ① 社会福祉法
- ② 児童扶養手当法
- ③ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- ④ 児童手当法

2 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成17年政令第257号）の改正

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法においては、地方公共団体が、公営住宅建替事業に併せて政令で定める公共公益施設を整備することが、地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住環境の形成のため必要と認め、当該施設を地域住宅計画に記載した場合は、当該公営住宅建替事業の施行要件のうち建替後の戸数要件を緩和することとされている。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第六項、第十二条）

### <内容>

改正法により、新たに創設された子育て支援事業等を政令で定める公共公益施設に追加する。（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条関係）

3 その他所要の規定の整備

## Ⅲ 施行日

平成21年4月1日